

【資料1】

鹿児島市総合教育会議の概要について

(1)設置根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第一条の四
(2)主旨	<p>① 総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。</p> <p>② 市長の教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することを可能とする。</p>
(3)設置・招集	市長（※必要がある場合には、教育委員会から招集を求めることができる）
(4)構成員	<p>市長及び教育委員会</p> <p>（※必要がある場合には、関係者又は有識者から意見を聴くことができる）</p>
(5)公開・公表	原則公開・会議の議事録を作成し、公表する。
(6)協議・調整事項	<p>① 教育行政の大綱の策定</p> <p>② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策</p> <p>③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置</p>
(7)27年度開催スケジュール（案）	<p>5月19日 第1回総合教育会議（大綱の策定方針の協議 等）</p> <p>8月下旬 第2回総合教育会議（大綱案の内容検討 等）</p> <p>2月上旬 第3回総合教育会議（大綱案の最終確認 等）</p> <p>2月中旬 大綱の決定・議会への報告</p> <p>※上記以外にも、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整する際には、緊急に開催するケースがある。</p>